

令和6年度幸手市会計年度任用職員募集案内

道路河川課

次のとおり、会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

道路や河川などの補修作業や除草作業などの補助

2 応募資格

(1) 年齢・性別・学歴は問いません。

(2) 次のいずれかに該当する人は応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
内容は以下のとおりです。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 幸手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定者数

1人

4 勤務条件

(1) 任用期間

任用期間は令和6年5月1日から令和7年3月31日までです。

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

原則 月曜～金曜日のうち週4日間

午前8時30分～午後5時15分（7時間45分）

※休憩時間：正午～午後1時（1時間）

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3) 休日等

週休日（土曜、日曜）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

※配属先によっては、休日等が異なる場合があります。

(4) 休暇

年次休暇10日、その他は幸手市の規定によります。

(5) 報酬（時給）

高校卒 1,055円～

短大卒 1,113円～

大学卒 1, 184円～

(6) 諸手当

期末手当、勤勉手当

(7) 交通費

別途支給（幸手市の規定によります）

※通勤距離の片道が2Km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9) 勤務場所

幸手市役所 所在地：〒340-0192 幸手市東4-6-8

作業範囲は幸手市内となります

※「4 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

5 応募について

(1) 申込手続

幸手市会計年度任用職員申込書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

申込書に写真を貼り提出してください。

※申込み時に提出された書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

(2) 受付期間

① 令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月15日（月）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付

② 郵送の場合は、受付期間内消印有効とし、申込みの封筒（A4版）の表に、「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。

※必ず簡易書留で郵送してください。（簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。）

(3) 提出先

①持参の場合

幸手市役所 道路河川課 工務担当

②郵送の場合

〒340-0192

埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市役所 道路河川課 工務担当

6 選考方法等について

- (1) 会計年度任用職員申込書による書類選考
- (2) 個人面接（書類選考に合格した方にのみ4月19日（金）までに面接日時等を連絡します。）

7 応募から任用まで

任用までの流れ	時期	内容
書類選考	4月中旬	申込書の内容を基に書類選考を実施
個人面接	4月下旬	書類選考に合格した場合のみ担当課から連絡
任用の通知	4月下旬	任用内定通知の送付
必要書類の提出	4月下旬	卒業証明書、資格証明書等の提出
勤務開始	5月1日	それぞれの勤務形態に基づき勤務開始

お問い合わせは

〒340-0192

埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市役所 道路河川課 工務担当

TEL 0480-43-1111（内線556）

Mail : douro@city.satte.lg.jp

